

調査基準価格及び最低制限価格を算定する際の端数の取扱いについて

1 工事請負契約

次の表のとおり、当該契約の予定価格算出の基礎となった同表の①～④の額を合計します。

①	②	③	④
直接工事費 × 97%	共通仮設費 × 90%	現場管理費 × 90%	一般管理費等 × 55%

※①～④の各々の額を求める際には小数点以下の端数処理は行わず、
①～④の額を合計した後に小数点以下の端数を切り捨てます。

2 平均入札額

- (1) 調査基準価格…予定価格を超過した入札を除いた入札のうち、平均±標準偏差の範囲内の入札額により算出
- (2) 最低制限価格…予定価格を超過した入札及び予定価格の75%未満の入札等を除いた入札のうち、平均±標準偏差の範囲内の入札額により算出

※「平均±標準偏差」を求める際に小数点以下の端数を切り上げ、「平均±標準偏差」を求める際に小数点以下の端数を切り捨て、さらに「平均±標準偏差の範囲内の平均入札額」を求める際に小数点以下の端数を切り捨てます。

(注) 平均及び標準偏差については小数点以下第5位を四捨五入します。

3 1または2以外の場合

1または2のうちいずれか低い額が調査基準価格（最低制限価格）となりますが、次のような場合があります。

- ① 1または2のうちいずれか低い額が予定価格×0.92を超えるとき。
→予定価格×0.92が調査基準価格（最低制限価格）となります。
※このとき、小数点以下の端数は切り捨てます。
- ② 1または2のうちいずれか低い額が予定価格×0.75に満たないとき。
→予定価格×0.75が調査基準価格（最低制限価格）となります。
※このとき、小数点以下の端数は切り上げます。